

令和8年度

みんなの^{ゆめ}夢をはぐくむ交付金 申請の手引き (追加募集)

～ いわくにをはぐくむ「市民活動」を募集します! ～



募集期間 令和8年8月10日(月)～9月11日(金)

申請に当たって不明な点がございましたら、お気軽にご相談ください。

(申請書提出先・問い合わせ先)

地域づくり推進課	29-5015	錦総合支所 地域振興課	72-2110
由宇総合支所 地域振興課	63-1111	美川支所	76-0329
周東総合支所 地域振興課	84-1111	美和総合支所 地域振興課	96-1111
玖珂支所	82-2511	本郷支所	75-2311
いわくに市民活動支援センター	30-9030		

目次

1	みんなの夢をはぐくむ交付金の制度内容	
I	事業の目的	3
II	交付金の交付の対象となる団体	3
III	交付金の交付の対象となる事業	4
IV	交付金制度の種類	5
V	交付金の額	6
VI	交付対象経費・対象外経費	7
2	交付金の申請	
I	交付金の申請から交付決定までのスケジュール	8
II	交付金の申請受付	8
3	書類審査・実績報告会	
I	書類審査	9
II	実績報告会	10
4	交付決定・事業完了	
I	事業実施	11
II	交付金の支払い	11
III	事業計画変更	11
IV	実績報告書の提出	11
5	年間スケジュール	12
6	みんなの夢をはぐくむ交付金事業例	13

1 みんなの夢をはぐくむ交付金の制度内容

I 事業の目的

本事業は、市民活動※¹の活性化と「新しい公共」※²の担い手となる市民活動団体の発掘及び育成を目的としており、市民活動団体が新たに実施する事業、改善・拡充する事業及び協働※³事業に対し、市が交付金を交付します。

- ※1 市民活動とは、市民が自主的に、公益的な目的を持ち行う活動のことを指します。公益的とは、自分だけのために行うのではなく、みんなのために行うことをいいます。
- ※2 新しい公共とは、「官」だけではなく、市民の参加と選択のもとで、NPOや企業等が積極的に公共的な財・サービスの提案及び提供主体となり、医療・福祉、教育、子育て、まちづくり、学術・文化、環境、雇用、国際協力等の身近な分野において共助の精神で行う仕組み、体制、活動などをいいます。
- ※3 協働とは、地域課題や社会的な課題を解決するために、行政、市民活動団体、企業などの異なる主体が、それぞれの特性をいかながら対等な立場で共通の目的に向かって共に取り組んでいく手段のことをいいます。単に事業を手伝うなどは協働ではなく、事業の計画から実施までを共に取り組むことで単独で取り組む以上の効果が生まれることが重要です。

II 交付金の交付の対象となる団体

本事業において、交付金の交付の対象となる市民活動団体の要件は、「営利を目的とせず、社会貢献活動を組織的かつ継続的に行うことで市民の公益の増進に寄与する団体」です。

また、次の項目の全てに該当する必要があります。

- (1) 本市の区域内に主たる事務所を有していること。
- (2) 5人以上の構成員により組織されていること。
- (3) 市民活動団体の運営に関する規約等の定めがあること。
- (4) 事業計画及び事業報告並びに予算及び決算を書類により示すことができること。
- (5) 1年以上継続して活動を行っていること、又は行う見込みがあること。
- (6) 政治的活動又は宗教的活動が団体の目的でないこと。
- (7) 特定の公職（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、又はこれに反対することが団体の目的でないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に定める暴力団又はその構成員の統制下でないこと。
- (9) いわくに市民活動支援センターに登録し、又は登録の申請を行っていること。ただし、自治会（町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体をいいます。）については、同センターへの登録は不要です。

Ⅲ 交付金の交付の対象となる事業

交付金の交付対象となる事業は、その事業内容が次の 19 項目のいずれかに該当する必要があります。

- 1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 2 社会教育の推進を図る活動
- 3 まちづくりの推進を図る活動
- 4 観光の振興を図る活動
- 5 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- 6 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 7 環境の保全を図る活動
- 8 災害救援活動
- 9 地域安全活動
- 10 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 11 国際交流又は国際協力の活動
- 12 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 13 子供の健全育成を図る活動
- 14 情報化社会の発展を図る活動
- 15 科学技術の振興を図る活動
- 16 経済活動の活性化を図る活動
- 17 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- 18 消費者の保護を図る活動
- 19 前各項に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

また、実施する事業の内容が次の項目に一つでも該当する場合は交付金の対象になりませんのでご注意ください。

- (1) 事業の主たる効果が岩国市の区域外で生じる事業
- (2) 市の他の補助金の交付を受け、又は受けることができる事業
- (3) 市の委託契約に基づき実施する事業
- (4) 交付金の交付決定時に完了済みの事業
- (5) 令和9年3月31日までに完了することができない事業
- (6) 過去において本交付金の交付を受けて別の団体が実施した事業
- (7) イベントの実施のみを目的とするなど事業の効果が一過性に終わる事業
- (8) 備品の購入が事業の主たる目的と認められる事業

Point!

事業は令和9年3月31日までに終了するよう計画を立ててください。
なお、交付金の交付決定（10月上旬頃の予定）までに終了する事業は、申請できませんのでご注意ください。（詳細は8ページ）

Ⅳ 交付金制度の種類

みんなの夢をはぐくむ交付金には、3種類の事業メニューがあります。

区 分		スタートアップ事業 *U30 応援枠を含む。*	パワーアップ事業	協働事業
対 象 団 体	共 通 項 目	3ページに記載してある要件を満たしていること。		
	相 違 項 目	通算3回を超えてスタートアップ事業（改正前に本交付金の交付を受けて実施した事業を含む。）の交付決定を受けていないこと。	過去3年間にスタートアップ事業及びパワーアップ事業の交付決定を受けていないこと。	過去3年間にスタートアップ事業及びパワーアップ事業の交付決定を受けていないこと。
対 象 事 業	共 通 項 目	4ページに記載してある要件を満たしていること。		
	相 違 項 目	対象団体が自ら企画し、及び実施する新規の事業であること。	対象団体が自ら企画し、及び実施している既存事業の拡充や改善を図る事業であること。	対象団体が他の市民活動団体と事業の計画から実施までを連携して行う新規の事業であること。
交 付 回 数		1 団体につき1 事業のみ 3回まで	回数制限なし	1 事業につき3回まで
交付金の額	助 成 率	交付対象経費の3分の2 ただし、交付対象経費の3分の2の額と事業収入等を合計した額が総事業費を超える場合は、超えた部分を控除した額が交付金の額となります。		
	交 付 上 限 額	初年度：30 万円 2年目：20 万円 3年目：20 万円	10 万円	初年度：50 万円 2年目：30 万円 3年目：20 万円
助成件数		3件程度	1 件程度	1 件程度
※交付申請は同一年度内に1 団体につき1 事業までとします。※ ※交付決定後、実績報告会（10 ページ参照）への参加が交付の条件となります。※				

＊ U30 応援枠 ＊ ～若い世代の市民活動を支援～
代表者を除く構成員が30歳以下の若者のみで構成された団体（団体には必ず1人以上の成人を加え、団体の代表者は必ず成人とすること。）は、スタートアップ事業に限り交付対象経費10万円までは交付金を100%交付します。



V 交付金の額

交付金の額については、交付対象経費の3分の2です。ただし、3分の2の額と事業収入等を合計した額が総事業費を超える場合は、超えた部分を控除した額が交付金の額となります。

なお、交付金上限額は事業メニューごとに異なりますので、5ページを参照してください。

交付金算定のイメージ

ケース①

(単位:千円)

総事業費 170	対象経費 150	2/3 交付金 100
		1/3 自己負担 50
	対象外経費 20	自己負担 20

対象経費が 150,000 円であることから、交付金の額はその3分の2の 100,000 円となります。

よって、団体負担額については残りの3分の1の 50,000 円と対象外経費の 20,000 円の合計 70,000 円になります。

ケース②

(単位:千円)

対象経費 150	2/3 交付金 100
	事業収入 30
	自己負担 20
	自己負担 20
対象外経費 20	自己負担 20

対象経費が 150,000 円であることから、交付金の額はその3分の2の 100,000 円となります。

このケースでは事業を行った際に発生する事業収入が 30,000 円あると予想しています。

事業収入がある場合は、それを団体負担額に充てることができますので、このケースでの団体負担額は、ケース①での 70,000 円から事業収入 30,000 円を引いた 40,000 円となります。

ケース③

(単位:千円)

対象経費 150	2/3 交付金 100
	事業収入 100
対象外経費 20	

総事業費を超えた部分 30

→

対象経費 150	交付金 70
	事業収入 100
対象外経費 20	

超えた部分は上へ

このケースでは、総事業費 170,000 円に対し、交付金が交付対象経費の3分の2の額の 100,000 円と事業収入が 100,000 円あるとした場合です。

事業収入が多いため、団体負担額は0円となりますが、総事業費を超えた 30,000 円の部分については、交付金から差し引くことになります。

よって、団体負担額は0円ですが、交付金は対象経費の3分の2の 100,000 円ではなく、100,000 円から 30,000 円引いた 70,000 円となります。

Point!

例えば、参加料や事業賛同者からの寄附金などは収入として計上されることになります。

これらの収入は多ければ多いほど団体の負担額が少なくなります。

上表で分かるように、ケース①よりケース②の方が団体の負担額が少なくなり、ケース③では団体の負担額が0円ということになります。

ただし、参加料などの金額が高いと参加者が少なくなる可能性があることに注意が必要です。

VI 交付対象経費・対象外経費

交付金の交付対象となる経費は、交付対象事業の実施に直接要する経費とし、その内容及び経費の上限額は、次の表のとおりとします。

○交付対象となる経費（交付対象経費）

項 目	経費の内容	交付対象となる経費の上限額
報償費	外部講師への謝礼等申請団体の構成員以外の者に支払う経費（講師謝礼の額としては、1回当たり1人又は1団体につき、受講生の数が50人未満の場合は3万円以内、50人以上200人未満の場合は5万円以内、200人以上は10万円以内とします。）	全額
旅費	事業の実施にあたっての調査、研究等及び外部講師の招へいに要する経費	鉄道賃、船賃及び車賃の額、私用車を使用した場合の有料高速道路料金の額並びにタクシーを利用した場合の当該タクシー利用料金の額※5
需用費	消耗品費（各種材料費、食材費、教材、資料代等を含む。）、燃料費、光熱水費、印刷製本費（写真現像及びプリント代を含む。）、修繕費	全額
役務費	通信費、広告料、手数料、保険料	
委託料	構成員による実施が困難で外部委託することがやむを得ないもの（活動の大部分を委託することに係る経費を除く。）	
使用料・賃借料	会場借上料、バス借上料、施設入場料	
備品購入費※4	事業の実施及び継続に必要不可欠な機材（1件3万円以上のもの）であって、団体での管理運営が確実にできる備品（団体の運営全般に使用するものは除く。）の購入に係る経費	備品購入費を除く交付対象経費の3分の2
負担金	研修参加費その他これに類するもの	全額
その他経費	その他市長が必要と認めるもの	

※4 備品購入費は、発足後3年未満の団体かつスタートアップ事業初年度の申請に限り交付対象経費とします。

（備品とは、その性質又は形状を変えることなく長期間（2年程度以上）使用に耐えるもので、その取得価格（寄附等により取得した場合は、その評価額。）が1品3万円以上の物品をいいます。）

※5 タクシー利用料金は、次のいずれかの条件を満たす場合のみ対象となります。

- ・他に利用可能な公共交通機関がない場合
- ・公共交通機関を利用することで、事業の実施に支障をきたすと認められる場合

2 交付金の申請

I 交付金の申請から交付決定までのスケジュール

本事業の申請受付から交付決定までのスケジュールは、次のとおりです。

令和8年	8月10日（月）	交付申請受付開始
	9月11日（金）	交付申請受付終了
	9月下旬頃	書類審査
	10月上旬頃	交付決定
	2月上旬頃	実績報告会

※ 事業の終了予定日が交付決定前になる場合は、申請できません。



例1 事業が交付決定前に終了しているので、申請できません。

例2 事業が交付決定前に開始しているが、交付決定後かつ年度内に終了するため、申請できます。

例3 事業が交付決定後に開始し、年度内に終了するため、申請できます。

例4 事業が交付決定後に開始しているが、年度内に終了しないため、申請できません。

※ 例2のように交付決定前に事業を開始する場合は、「事業事前着手届」を申請書類と一緒に提出してください。

II 交付金の申請受付

(1) 申請受付期間

令和8年8月10日（月）から9月11日（金）まで（土日祝を除く。）

(2) 提出方法

申請窓口に直接持参 ※郵送等による提出は不可

(3) 提出書類

①交付申請書 ②団体概要書 ③事業計画書 ④収支予算書

⑤見積書（委託料に係るもの及び予定価格が1件3万円以上のものに限る。）

⑥団体の規約及び役員名簿 ⑦団体の活動状況が分かる書類

※協働事業を申請する場合、協働の相手方も②及び⑥の提出が必要です。

(4) 申請窓口

市役所本庁4階地域づくり推進課、各総合支所地域振興課、各支所

いわくに市民活動支援センター（いわくに交流テラス Miraído）

（各連絡先については表紙に掲載しています。）

♥申請に関する相談や質問がありましたらお気軽にお越しください。♥

※ 申請書類は、上記の各申請窓口にあります。

また、市ホームページにも様式を掲載しています。

※ 申請は、1団体につき1事業のみです。



3 書類審査・実績報告会

申請書類に基づいて審査し、後日、交付金の交付事業を決定します。その後、2月上旬に公開の実績報告会を開催し、交付決定団体に実施した事業の報告を行っていただきます。

I 書類審査

提出していただいた申請書類を基に、書類審査を行います。

書類審査の審査項目、審査内容及び採点基準は、下表のとおりです。

		審査項目	審査内容	採点基準
共通項目		組織機能	組織として目的達成に向けて積極的に活動を行っているか。 新しい公共を構築するためのパートナーになり得る組織か。	各審査項目共通 5点：非常に期待・評価できる 4点：概ね期待・評価できる 3点：ふつう 2点：あまり評価できない 1点：ほとんど期待・評価できない
		計画性	事業実施までのプロセスは明確か。プロセスに無理はないか。 現状課題を把握、事業目的やその効果の分析が適切か。	
		継続性	資金計画も含め、交付金の交付を受けたあとも継続して事業の実施が見込まれるか。 事業実施によりその効果が今後において継続するか。	
		公益性	事業内容が市民や社会の公益の増進に寄与するか。	
独自項目	スタートアップ事業	将来性	交付金の交付期間終了後の自立化、将来展望が明確になっているか。	
	パワーアップ事業	発展性・波及性	団体の活動が発展することが期待できるとともに、他の市民活動団体や自治会のモデルケースとなるか。	
	協働事業	協働による有効性	団体同士が事業の計画から実施までを連携して行い、お互いの役割分担や負担内容が明確にされているか。協働することで相乗効果が期待できるか。	

Ⅱ 実績報告

実施した事業の内容を報告していただく実績報告会を実施します。

令和6、7年度はパネル展を開催しました。令和4年、5年は動画などを作成していただき10分程度の発表を行う報告会を公開で開催しています。今年度どのような形で報告会を行うかは交付決定後に通知しますが、当該報告会に参加しない団体は、交付金の交付対象となりません。



4 交付決定・事業完了

ここでは、交付金の交付決定後から事業完了までの注意事項とそのスケジュールについて説明します。

I 事業実施

10月上旬頃に交付金の交付又は不交付について各団体へ通知します。

(※交付決定前に事業を実施する場合は、「事業事前着手届」を申請時に提出してください。)

令和8年	10月上旬 10月上旬以降	交付金交付決定通知 事業終了後、15日以内に実績報告書を提出
令和9年	2月上旬 3月31日	公開実績報告会 事業終了期限、実績報告書提出期限

II 交付金の支払い

交付金の支払いについては、原則として事業実施後に提出していただく実績報告書の審査が終わった後に団体の口座に振り込みます。

しかし、団体の事業資金が少なく、交付金の事前交付を受けないと事業実施が困難な場合などは交付決定後に交付金を概算払いすることが可能です。

III 事業計画変更

事業実施中にやむを得ず事業内容を変更しなければならない場合や事業内容を変更することによって一層の事業効果が得られる場合、事業計画変更承認申請書の提出が必要になります。

変更内容が当初の事業目的から明らかに逸脱しているものや大幅な経費配分の変更、交付金額の増額などは、交付決定後において認められません。

変更内容が軽微である場合は届けを提出していただく必要はありませんが、当初の事業内容から変更が生じる可能性がある場合は、事前に地域づくり推進課へ御相談ください。

IV 実績報告書の提出

事業が完了したら、事業完了後から15日以内又は令和9年3月31日のいずれか早い期日までに、実績報告書を提出していただくことになります。

実績報告書には、経費の領収書(写)、事業報告書、収支決算書、活動の写真などを添付して提出していただきます。

おねがい

本事業を広く周知、普及させるため、印刷物等に「みんなの夢をはぐくむ交付金」を活用したことを表示していただきます。

その場合、右のマークを利用していただくこともできます。

マークは、岩国市ホームページからダウンロードできます。

令和5年度より、マークが変わりました！



交付申請から交付金の支払までの流れ

交付申請 8月10日（月）～9月11日（金）

※交付決定前に事業を着手する場合、事業事前着手届を提出すること。

書類審査 9月下旬

交付決定 10月上旬

交付金の概算払いを受ける場合

概算払い請求

交付金の支払

事業の実施

実績報告会（2月）への参加及び実績報告書の提出

※実績報告書は事業終了後 15 日以内又は令和9年3月31 日のいずれか早い期日までに提出してください。

交付金額の確定

交付金の請求

交付金の精算

交付金の支払

5 みんなの夢をはぐくむ交付金過去の事業例

過去に「みんなの夢をはぐくむ交付金」で交付を受けた団体の実施事業を紹介します。

グラスルーツいわくに

実施事業名	みんなであそボッチャ！ボッチャ大会 in IWAKUNI
交付回数	3回（R2～R4）
交付決定額	198,989 円（1 年目：75,077 円、2 年目：56,392 円、3 年目：67,520 円）
事業概要	多世代参加型のボッチャ大会を開催し、障がい者スポーツの普及や相互理解を深める。
事業の効果	ゲストを招いてのボッチャ大会を開催した。ボッチャを障がい者スポーツとしてだけではなく、誰でも楽しめるスポーツとして知ってもらうことができた。
主な経費	ゲストへの報償費、チラシ印刷費、ラインテープ等消耗品費

二鹿昭和会

実施事業名	『夢・人・自然』プロジェクト
交付回数	3回（H31～R3）
交付決定額	300,000 円（1 年目：100,000 円、2 年目：100,000 円、3 年目：100,000 円）
事業概要	二鹿地域の山頂、山道整備や地域の名所旧跡の発掘、整備、手作り看板案内板の作製をした。
事業の効果	地域住民とともに、地域行事の継承やふるさとの名所旧跡等を整備することで新たなふるさとの魅力や良さを再発見できた。
主な経費	案内板等作製費、看板設置委託料、草刈用燃料費

縁の糸

実施事業名	縁の糸 絵手紙体験会&作品展
交付回数	3 回（R3～R5）
交付決定額	643,600 円（1 年目：243,600 円、2 年目：200,000 円、3 年目：200,000 円）
事業概要	歴史と文化の街岩国を和 문화のツールを使い、より多くの人にPRするイベントを開催した。
事業の効果	絵手紙作品の展示だけでなく、絵手紙の体験や書道パフォーマンスなどを取り入れた作品展を行った。県外からの来場者もあり、岩国をPRできた。
主な経費	講師への報償費、チラシ印刷費、会場使用料

愛宕まちづくり協議会

実施事業名	人と人がふれあい、つながり、郷土愛を育む事業
交付回数	3回（R3～R5）
交付決定額	700,000 円（1 年目：300,000 円、2 年目：200,000 円、3 年目：200,000 円）
事業概要	愛宕地区の住民が主体となって、史跡等説明板の設置や、ペタンク大会、料理教室、サマーフェスタ、環境美化活動等を実施した。
事業の効果	回を追うごとに参加者が増え、地域で世代を超えたふれあいの場を提供することができた。
主な経費	講師への報償費、イベントにかかる消耗品費、案内板作製費